

2017年（平成29年）6月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2017年（平成29年）3月22日付けで諮問された、「平成29年度予算の概況269頁 村岡地区都市拠点総合整備事業費 一体的なまちづくり検討調査負担金 2000万円 内容及び積算根拠が検証出来る一切の文書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「平成29年度予算の概況269頁 村岡地区都市拠点総合整備事業費 一体的なまちづくり検討調査負担金 2000万円 内容及び積算根拠が検証出来る一切の文書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2017年（平成29年）3月13日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2017年（平成29年）2月27日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「平成29年度予算の概況269頁 村岡地区都市拠点総合整備事業費 一体的なまちづくり検討調査負担金 2000万円 内容及び積算根拠が検証出来る一切の文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を「平成29年度予算資料」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、審査請求人に対し同年3月13日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公開することができない部分及び理由を次のとおり付して審査請求人に通知した。

ア 公開することができない部分

- (ア) P 1 の表中の金額に関する部分
- (イ) P 1 の表下の金額の一部
- (ウ) P 3 の表中の金額に関する部分
- (エ) P 3 の表下の金額に関する部分
- (オ) P 4 の設計金額
- (カ) P 4 から P 2 6 の表中の金額に関する部分及び金額の算出に使用した数値

イ 公開することができない理由

公開した場合、契約事務において市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第 6 条第 4 号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、同月 1 6 日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月 2 2 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 1 8 条第 1 項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 2017年3月13日付け行政文書公開一部承諾決定通知書の「公開することができない部分の内容及びその理由」の「非公開理由」では「公開した場合、契約事務において市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第 6 条第 4 号に該当するため」とし、金額に関する部分を非公開とするが、予算書に記述される金額の根拠となる一次情報を実施機関の主張する理由により隠蔽することは、妥当性を問われるものと言わざるを得ない。このような取扱いが広がると、条例に基づく開示請求制度の根幹を揺るがすおそれがある。

「公開した場合、契約事務において市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある」とするが、見積額が直ちに財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは言い難い。しかも、毎年経済状況は変化

するものであり、各年度の予算が次年度に影響する可能性は未知数であり、当該文書を公開しても、客観的かつ具体的支障のおそれは認められない。さらに、予算編成過程は、市民等にとって関心のある事柄であり、透明性の確保が求められており、公開によってもたらされる利益を十分に配慮する必要がある。

本件処分に係る公開することができない理由は、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚しく、もはや理由の提示の要件を満たさないものと言わざるを得ない。条例第12条（理由付記等）第1項の「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」並びに、藤沢市行政手続条例第13条（不利益処分の理由の提示）第1項の「市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」に違反しているものといえるので取り消すべきである。

イ 2017年（平成29年）3月13日付け行政文書公開一部承諾決定通知書「公開することのできない部分の内容及びその理由」の別紙非公開理由では「公開した場合、契約事務において市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、条例第6条第4号に該当するため。」との文言は、条例第6条第4号イ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を引用していると推認できる。しかしながら、非開示情報は予算書作成時の根拠となる一次情報の見積金額等であるので、処分庁が「契約、交渉又は争訟に係る事務」に該当と判断することは不当である。

実施機関による非公開理由説明書「4. 審査請求の理由に対する反論」(2)では「今回開示した資料は積算項目及び予算執行イメージを全て公開としており、審査請求人の請求の趣旨である「負担金2000万円の内容及び積算根拠が検証出来る一切の文書」を満たしていると考えている。また、非公開とした金額内訳部分については、本市の委託契約を執行する際にも非公開としており、契約前に公開した場合、契約事務において、適切な入札の執行及び競争の公平性を確保することができず、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第6条第4号に該当すると判断したものである。」とするが、予算執行イメージの作成根拠（鎌倉市と藤沢市との協定書・打合記録等）も示さず、決定通知書の「公開することができない部分の内容及びその理由」の繰り返しであり、弁明とは言えな

い。

平成26年6月行政不服審査法改正では、原処分に関与していない審理員（審査庁）が中立的立場で審理を主宰し、審査請求人と処分庁等が対峙する審理構造が導入されることになる。それを踏まえて、審査庁においては、理由の提示の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、不開示決定の通知書面の記載自体から知り得るものでなければならぬことを認識すべきである。

条例第18条（情報公開審査会への諮問）第2項には「審査請求に対する裁決で、諾否決定を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。」とあるが、ここで言う実施機関とは審査庁のことである。開示行政文書の平成29年度予算資料には、「◎一体的なまちづくり検討調査負担金（予算額20,000千円）」に関する表（以下、「当該表」という。）の業務内容①「事業計画作成・暫定換地設計・事業スキーム検討（広域連携）・打合せ等」②「不動産鑑定（広域連携）」④「費用便益算定」とあるが、審査請求人において、当該行政文書の開示部分の開示の実施を受け、理由付記の不足を補って、当該表の業務内容との関連を推測することも不可能である。例えば、当該表にある「40,000千円」の根拠が審査請求人は把握できず、藤沢市負担金「20,000千円」が妥当であるのか判断することが出来ない。平成26年6月行政不服審査法改正の趣旨を踏まえて、審査会に諮問することなく、審査庁自身が判断し、「当該審査請求に係る行政文書の全部を公開すべきである。」との裁決をすべきであった。

ウ 本件請求は、平成29年度予算として計上された「村岡地区都市拠点総合整備事業費 一体的なまちづくり検討調査負担金」に係る一切の文書を求めているのであり、地方財政法第3条の規定及び「予算公開の原則」の趣旨によれば、予算編成に係る資料については公開が原則とされているのだから、審査庁は、この点からも、「当該審査請求に係る行政文書の全部を公開すべきである。」との裁決をすべきであった。

実施機関が、口頭意見陳述において、公開することができない理由を条例第6条第4号イ及び第3号に変更したことについては争わないが、本件対象文書は予算書に記述される金額の根拠となるものなのであるから、そもそも全部公開すべきであり、本件処分は取り消されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 非公開理由説明書

本件対象文書中「P 1 の表中の金額に関する部分」、「P 1 の表下の金額の一部」、「P 3 の表中の金額に関する部分」、「P 3 の表下の金額に関する部分」、「P 4 の設計金額」及び「P 4 から P 2 6 の表中の金額に関する部分及び金額の算出に使用した数値」については、公開した場合には、契約事務において市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第 6 条第 4 号に該当するため、同部分を非公開とする本件処分を行った。

また、本件対象文書において積算項目及び予算執行イメージについては全て公開しており、本件請求の趣旨である「負担金 2 0 0 0 万円の内容及び積算根拠が検証出来る一切の文書」を満たしていると考ええる。

非公開とした部分中金額内訳部分については、本市の委託契約を執行する際にも非公開としており、仮に契約前に公開した場合には、契約事務において、適切な入札の執行及び競争の公平性を担保することができず、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第 6 条第 4 号に該当すると判断したものである。

(2) 口頭意見陳述

本件請求に係る「村岡地区都市拠点総合整備事業費 一体的なまちづくり検討調査」とは、村岡地区と鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくりのために行うもので、鎌倉市が当該検討調査業務を委託する予定となっている。本市においては、その費用の一部を負担金として負担するものであり、その積算にあたっては、当然に当該委託に係る費用を前提としたものとなっている。つまり、本件対象文書は、鎌倉市が当該業務委託を執行するために当該市が作成した部分と、その内容を踏まえ、本市負担金の積算根拠部分に分かれているものなのである。

したがって、本件対象文書中本市負担金の積算根拠を示す 1 ページにおいて非公開とした部分にあつては、契約事務において、適切な入札の執行及び競争の公平性を担保することができず、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある部分が含まれていることから、条例第 6 条第 4 号イに該当し、鎌倉市が作成した部分である 3 ページ以降において非公開とした部分にあつては、鎌倉市との間における審議、検討又は協議に

関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあることから、条例第6条第3号に該当すると判断し、本件処分に係る公開することができない理由を変更する。

変更後の理由においても、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本市が鎌倉市に対して負担する負担金を積算するために、鎌倉市から収受したもの（3ページから26ページまで）及び本市が作成したものの（1ページ及び2ページ）である。

(2) 本件処分について

実施機関は、条例第6条第4号に該当することを理由として本件処分を行った。

(3) 本件処分に係る理由の変更について

実施機関は、口頭意見陳述において当該理由を条例第6条第3号及び第4号イに変更したため、変更後の理由の該当性について検討する。

ア 条例第6条第3号の該当性について

審査会において審査を行ったところ、鎌倉市から収受した本件対象文書中3ページの表中の金額に関する部分、同ページの表下の金額に関する部分、4ページ的设计金額及び同ページから26ページまでの表中の金額に関する部分及び金額の算出に使用した数値については、鎌倉市との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するものと認められる。

イ 条例第6条第4号イの該当性について

審査会において審査を行ったところ、本市が作成した本件対象文書中1ページの表中の金額に関する部分及び同ページの表下の金額の一部については、公開された場合、鎌倉市の適切な入札の執行及び競争の公平性を担保することができず、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第6条第4号イに該当するものと認められる。

なお、本件処分に係る公開することができない理由にある「不当に害するおそれ」とは、単なる抽象的な可能性だけでは足りず、当該事務の適正な執行に支障が生じることについて個別具体のものでなければならないことから、審査請求人が主張するように、理由の付記という観点からは不備があると言わざるを得ない。しかしながら、理由の付記に不備があるとはいえ、その瑕疵は、本件処分の結論を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2017. 2. 27	行政文書公開請求受付
3. 13	行政文書公開一部承諾決定処分
3. 17	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
3. 22	実施機関から審査会へ諮問書の提出
3. 24	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
4. 14	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
4. 27	審査請求人から審査会へ意見書の提出
5. 11	審査会から実施機関へ対象文書の提出要請
5. 12	審査請求人から審査会へ質問事項の提出
5. 15	実施機関から審査会へ対象文書の提出
5. 22	審査請求人から審査会へ資料の提出 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
6. 26	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者